

会社都合等で失業した人の国保税の軽減措置



倒産や解雇などで職を失った非自発的失業者の方を対象にした国民健康保険税の軽減制度（届出に基づき、非自発的失業者の前年の給与所得を30/100として国民健康保険税を算定）を平成22年度から実施します。

軽減制度について

倒産や解雇などで職を失った方（非自発的失業者）を対象にした国民健康保険税の軽減制度を平成22年度から実施します。軽減を受けるには、届出が必要です。

また、この軽減により、高額療養費や限度額適用認定証などの自己負担限度額の区分が変更になる場合があります。軽減対象の方で、すでに限度額適用認定証などをお持ちの方はお問合せください。

対象者 平成21年3月31日以降に職を失った65歳未満の非自発的失業者（雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者）ただし、特例受給資格者、高年齢受給資格者を除きます。

内容 非自発的失業者本人の前年の給与所得を30/100として国民健康保険税を算定します。

対象期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までです。

ただし、軽減は、22年4月以降の保険税です。

再就職して他の健康保険等に加入した場合は、その時点で終了します。

届出 届出には、雇用保険受給資格者証と印鑑が必要です。必ずお持ちください。

雇用保険受給資格者証を紛失・滅失された方は、管轄の公共職業安定所にて再交付を受けてください。

その他 7割・5割・2割軽減措置の判定時も同様に給与所得を30/100として算定します。

非自発的失業者の対象とならない方（給与所得以外の方、65歳以上で離職した方又は、雇用保険適用外の方など所得が激減し、生活困窮となった場合）については、その所得状況などを勘案し、条例減免する場合があります。詳細については、問合わせください。

税務財政課からのお知らせ 税務グループ 74-3003

65歳以上の被保険者の皆さんへ、平成22年度国民健康保険税の仮徴収が始まりました

仮徴収により、年金から特別徴収される保険税額は、平成22年度の総所得金額が確定するまでの間、暫定的に納めていただく保険税額で、通常4月・6月・8月の保険税額は、2月の保険税額と同額です。

保険料を年金から特別徴収されている方で、口座振替による納付（普通徴収）への変更を希望する方は、税務財政課または各支所へ申出願います。

平成22年度の普通徴収・特別徴収の通知書は7月上旬に送付します。

65歳未満の人の公的年金にかかる住民税（道町民税）の取り扱いが変わります

平成22年度から、65歳未満の方の公的年金所得にかかる住民税は次のとおりです。

- ・住民税を給与から天引きして納付している方は、住民税のうち公的年金所得にかかる部分も合わせて給与天引きで納付するようになります。
- ・申請することで、住民税のうち公的年金所得にかかる部分を今年度同様に普通徴収（納付書または口座振替）で納付することも可能です。